

## <大学等における奨学金給付と授業料減免の新制度>

FPネットワーク神奈川会員 井入正博

低所得者世帯などで経済的困難を抱える学生が、奨学金を活用して大学等の高等教育を修業し、それを人生成功の礎とした事例は世の中に多くあります。

奨学金制度のなかでも日本学生支援機構（JASSO）による貸与型奨学金制度（返済を必要とする）が広く知られ利用されていますが、それ以外にも大学あるいは自治体や企業等が支給する奨学金制度も多くあります。希望する進学先とそこで利用可能な奨学金制度を詳しく調査し学生時代のマネープランの一部とすることは、自身の将来にわたるライフプラン実現のための重要な要素になるでしょう。

今回は、大学等での高度な勉学を希望しながら経済的理由によりそれが困難な学生を、給付型奨学金（返済を必要としない）の支給と入学金・授業料の減免によりサポートする制度（「高等教育の修学支援新制度」という、2020年度から開始されている）を紹介します。

### ■「高等教育の修学支援新制度」の概要

対象になる学校は、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校です。現在、大学・短大と高等専門学校の大半と専門学校の約3/4が対象です。

この制度を利用するためには、家計の基準を満たしていて、進学先で学ぶ意欲があることが必要です。

家計の基準は二人親かひとり親かなど世帯構成によって異なります。世帯収入に応じた4段階の基準で、進学先の学校の種類、自宅通学か自宅外通学かによって奨学金の支給額および入学金・授業料の減免額が変わります。学ぶ意欲は成績やレポートなどで確認されます。一度受給が認められても、毎年の更新時に世帯の収入や学業の状況などが確認され、成績が要件に該当しなくなったような場合はこの制度を引き続き利用することができなくなります。

進学希望校が制度の対象になっているか、詳しい要件や奨学金の支給額および入学金・授業料減免額については日本学生支援機構のホームページで確認することができます。

### ■給付型奨学金の支給額

給付型奨学金の支給額は、大学に自宅外通学の場合の上限額は91万円（私立）または80万円（国公立）です。例えば、両親・学生本人・中学生の4人世帯の場合、住民税非課税

世帯となる世帯年収約 270 万円（第Ⅰ区分）までなら上限額、約 300 万円（第Ⅱ区分）までなら上限額の 2/3、約 380 万円（第Ⅲ区分）までなら 1/3 の支援をそれぞれ受けることができます。

2024 年度からは支援対象が拡大され、世帯年収が約 600 万円（第Ⅳ区分）までの場合に、扶養している子どもが 3 人以上の多子世帯の場合には、上限額の 1/4 の支援を受けることができ、また私立理工農系の学部にて在籍している場合には文系との授業料差額の支援が受けられるようになりました。

## ■授業料と入学金の減免

給付型奨学金の対象者は授業料と入学金の減免を受けることができます。住民税非課税世帯で大学の場合の減免の上限額は私立では入学金 26 万円と授業料 70 万円、国公立では入学金 28 万円と授業料 54 万円です。ただし進学先での施設費等の費用は減免の対象外ですので注意が必要です。

## ■申し込み手続き

進学前に申し込む「予約採用」と進学後に申し込む「在学採用」があります。

予約採用は、高校 3 年生時の春に在籍している学校経由で申し込み、高校 3 年生の秋から冬にかけて採用結果がわかります。その後、進学先の大学等に進学届を提出して、奨学金を受け取る流れになります。

在学採用では進学後に大学等を経由して年 2 回申し込み時期があります。前期の申し込みは 4 月頃で 7 月頃に採用が決定します。後期は 9 月頃申し込み 12 月頃に採用が決定します。

いずれも高校卒業後 2 年以内であれば申し込みが可能です。

## ■まとめ

大学等の高等教育の学費は一般に高額で、今後もより高額化する方向にありそうです。そのため事前準備が欠かせません。高等教育への進学を希望する場合は、高校入学後の早い時期に家族で学生時代のマネープランを考えましょう。進学希望先での奨学金については、待ちの姿勢ではなく積極的に調査を行いましょう。

住民税非課税世帯やそれに準じる経済状況の学生にとっては、今回紹介した「高等教育の修学支援新制度」が有力な選択肢になるでしょう。ご参考になることを願っています。